

## 困窮者への支援の取り組み

● NPO自立支援センターふるさとの会

的場由本  
竹島正

1

No.2550 (2013. 11. 21)

社会保険旬報

少」、「移動年齢世帯の生活保護受給の増加」「貧困の連鎖」「社会的孤立の拡大」「生活保護制度への信頼性の必要性」などがあるとした上で、生活困窮者の支援について①相談支援、②就労支援、③多様な就労機会の提供、④居住確保支援、⑤家計相談支援、⑥健康新規、⑦子ども・若者の支援の7つの分野を挙げ、「新たな生活困窮者支援制度」、「生活保護制度の見直し」について早急に実現を図るべきであると報告している<sup>6)</sup>。

さらに、平成23年7月に厚生労働省が公表した「生活保護受給者の自殺者数について」によると、平成22年の全国の自殺率が24・9（人口10万対）であるのに対し、生活保護受給者の自殺率は55・7（被保護者人員10万対）と高く、20代から30代の自殺率は全国平均の約5倍となっている。自殺率が高い原因は、自殺の重要な危険因子である精神疾患（うつ病、統合失調症、依存症）を有する者の割合が全国平均よりも高いことが考えられると報告されている。

「常生活支援」と特に若年層で没落化している「メンタルヘルス支援」の2つの問題が大きな柱になると考えられる。

本稿では、これらを踏まえて「生活困窮者への生活支援」に焦点をあてて、①生活支援員を対象とした研修、②対人援助に必要な視点、③地域連携のあり方の3点について、東京で生活困窮者の生活支援を行っているNPO法人自立支援センターふるさとの会（以下、ふるさとの会）での取り組みを紹介しながら、ケアの質の確保及び向上に必要な事項を述べる。

これら活動は約270名の職員（常勤職員数が約80名、非常勤職員数が約190名）が担つていて、国家資格を持つていない非専門職である。ふるさとの会には、「誰もがひとりの生活者として生活支援を行うことができる」というコンセプトがあり、非専門職の強みを活かした生活支援を行なうべく、生活支援職員を対象とした「ケア研修」を年に2回実施している。

例えば認知症の人々の日常生活を支える家族が、「認知症とはどのような病気か」、「認知症の人が利用できる制度は何か」、「症状が悪化した時には誰にどのように相談したらいいのか」など、基礎的な知識や専門機関を利用するための制度理解、専門機関につなぐまでの初期的な対応などを学ぶのと同様に、生活支援員として最低限必要な知識を実際に生活支援にあたりながら学ぶ内容となっている。

支援対象者の年齢は10歳代～90歳代まで幅があり、様々な疾病や障害を抱えているため、結果的に幅広い基礎知識が必要となる。平成25年度現在において、ケア研修

の項目は31項目あり、制度理解が6項目、対象者理解が13項目、コーディネートが10項目、生活支援が10項目となつてゐる(図1)。「制度理解」の項目には生活保護や年金制度の仕組み、障害者手帳などの申請手続きや守秘義務など個人情報の保護に関する事項がある。基本的な制度の仕組みを理解することで、必要な制度の利用手続きができ、各関係機関との連携がスムーズになる。生活保護では福祉事務所のケースワーカーとの連絡調整、介護保険ではケアマネージャーとの連携が重要であることや、刑事施設からの受け入れの場合には保護観察官や地域の保護司さんとの連携が欠かせないことをなどを知り、情報共有及び個人情報の取り扱いの基礎知識を学ぶ。

「対象者理解」の項目には、精神疾患を抱えた利用者が多いため、結果的にメンタルヘルスに関する項目が多くなつてゐる。「統合失调症」とはどのような病気であるか、「依存症の人の生活支援で留意することは何か」、「パニック障害や強迫性障害の人たちが安心して生活で生きるようにするための留意事項」、「自殺企図や希死念慮が

提供するのかということは個々の事業者に委ねられており、住居環境や医療・介護サービスの量及び質の適正化が必要であると指摘されている。<sup>3)</sup>

べきであると報告している。<sup>6)</sup>  
さらに、平成23年7月に厚生労働省が公表した「生活保護受給者の自殺者数について」<sup>7)</sup>によるところ、平成22年の全国の自殺率が24・9（人口10万対）であるのに対しして、生活保護受給者の自殺率は55・7（被保護者人員10万対）と高く、20代から30代の自殺率は全国平均の約5倍となっている。自殺率が高い原因是、自殺の重要な危険因子である精神疾患（うつ病、統合失調症、依存症）を有する者の割合が全国平均よりも高いことが考えられると報告されている。

以上のことから生活困窮者の生病問題は、「単身の高齢・障害・疾病を抱えた人たちの居住及び日

下、ふるさとの会での取り組みを紹介しながら、ケアの質の確保及び向上に必要な事項を述べる。

研修】を年に2回実施している。例えば認知症の人の日常生活を支える家族が、「認知症とはどのような病気か」、「認知症の人が利用できる制度は何か」、「症状が悪化した時には誰にどのように相談したらいいのか」など、基礎的な知識や専門機関を利用するための制度理解、専門機関につなぐまでの初期的な対応などを学ぶと同様に、生活支援員として最低限必要な知識を実際に生活支援にあたりながら学ぶ内容となっている。

支援対象者の年齢は10歳代～90歳代まで幅があり、様々な疾病や障害を抱えているため、結果的に幅広い基礎知識が必要となる。平成25年度現在において、ケア研修

は福祉事務所のケアースワーカーと連絡調整、介護保険ではケアマネージャーとの連携が重要であることや、刑事施設からの受け入れの場合には保護観察官や地域の保護司さんとの連携が欠かせないことをなどを知り、情報共有及び個人情報の取り扱いの基礎知識を学ぶ。

「対象者理解」の項目には、精神疾患を抱えた利用者が多いため、結果的にメンタルヘルスに関する項目が多くなっている。「統合失调症」とはどのような病気であるか、「依存症の人の生活支援で留意することは何か」、「パニック障害や強迫性障害の人たちが安心して生活できるようにするための留意事項」、「自殺企図や希死念慮が

2013年度 ふるさとの会ケア研修 要綱	
I 制度理解	1 生活保護
	2 ホームレス自立支援法
	3 介護保険法
	4 障害者総合支援法・障害者手帳・年金
	5 多重債務・権利擁護・法律相談
	6 個人情報保護・守秘義務
II 対象者理解	7 高齢者に多い疾患(糖尿病・高血圧・脳血管疾患・高次機能障害)
	8 認知機能障害の理解①知的障害・発達障害
	9 認知機能障害の理解②認知症
	10 メンタルヘルス①アディクション
	11 メンタルヘルス②統合失調症
	12 メンタルヘルス③気分障害(うつ・双極性障害)・適応障害・グリーフケア
	13 メンタルヘルス④トラウマと不安(不安障害・PTSD・解離性障害)
	14 メンタルヘルス⑤育ちの支援(虐待経験からの回復・人格障害・摂食障害)
	15 メンタルヘルス⑥自殺のリスクと対応
	16 メンタルヘルス⑦性の理解(性の多様性の理解と性同一性障害)
	17 感染症①HIV・肝炎
	18 感染症②結核
III コードィネート	19 がん・難病
	20 対人援助論
	21 ケアマネジメント①アセスメント・ケアプランの作成
	22 ケアマネジメント②社会サービス機関との連携カンファレンス・意思決定
	23 地域リハビリ①利用者ミーティング・仲間づくりと互助・共済会の目的
	24 地域リハビリ②就労支援・ケア付き就労
	25 居住支援①アウトリーチ・路上生活者支援・まちカフェとシェルター
	26 居住支援②アパート保証
	27 更生保護・自立準備ホーム・裁判支援
	28 緩和ケア・看取り
IV 生活支援	29 ケアとアート
	30 介護基礎知識①外出移動
	31 介護基礎知識②移乗介助・ボディメカニクス
	32 介護基礎知識③食事介助
	33 介護基礎知識④排泄・保清・入浴介助
	34 金銭管理サポート
	35 喫煙対応・防災
	36 支援記録・報告書の書き方
	37 衛生管理・感染症対策(インフルエンザ・ノロウイルスなど)
	38 応急処置・救急搬送・体調不良時の対応・計測
	39 医療的ケアの範囲・服薬サポート

しまう場合がある。ある日突然起こる事態に対し、支援職員は感覚的に、途方に暮れ、またそれらが度重なる中でバーンアウトしてしまう。支援者自身が目の前で起こる様々なトラブルや困難の意味を考え、ひとりで抱え込まずにチームで協働して解決の道を探ることができるようにする体制が必要であり、支援者自身の孤立を防ぐことがとても重要である。

そこで、ふるさとの会では昨年

しまった事態に対し、支援職員は感覚的に、途方に暮れ、またそれらが度重なる中でバーンアウトしてしまう。支援者自身が目の前で起こる様々なトラブルや困難の意味を考え、ひとりで抱え込まずにチームで協働して解決の道を探ることができるようにする体制が必要であり、支援者自身の孤立を防ぐことがとても重要である。

「コードィネート」の項目は、個別生活支援計画の作成方法と関係機関との具体的な連携方法を習

度より生活支援職員に向けた「対人援助論・支援論」をまとめた作業に取り組んでいる。NPO法人として生活困窮者に対する生活支援を約15年間実践している中で試行錯誤してきたケアの考え方などをついて新人職員にもわかりやすい手引書として利用できるように作成しているものである。

この援助論は、①基本的信頼関係をどのように構築するのか、②互助づくり(仲間づくりによる支

援の視点を明らかにしたい。

特に身寄りのない生活困窮高齢者で且つ認知症を抱えている場合、医療機関や施設等を長期にわたって転々としてきた人が少なくないため、地域での在宅生活が安定するまでには時間がかかる。「人身

ある場合の対応」、「性同一性障害など性の悩みに対する対応」などが含まれる。知的障害、発達障害、認知症の方の生活支援では、周囲の関わり方によって回復や生活の質に大きく影響してしまった場合があるため、認知機能に障害がある人の心の世界を少しでも想像しながら対応できるよう、本人の生きている世界を大切にした支援を行うための研修内容となっている。

また、虐待や暴力など安心を脅かされる生活を余儀なくされたきた人たちへのサポートには、不安定になりやすい精神状態の背景にある生きづらさを理解する必要があり、また職員が一人で抱え込まずにチームで取り組んでいく必要があるために、利用者の言動をどのように受け止めて、どのように支援の枠組みを組み立てていくかに重点を置いている。その他、結核やHIV、肝炎等の感染症については、基本的な感染予防対策とともに、生活の中で偏見や差別に晒されることのないようなサポートが含まれている。

「生活支援」の項目には、服薬のサポートや火の元の管理などを含めた防災対策、救急車の呼び方などの応急処置、車いすの押し方やトイレ介助などに必要な簡単な介護技術、食中毒やインフルエンザ流行時の集団感染を防ぐための衛生管理などがある。日常生活支援は通常であれば家族が担っている部分の支援にあたるが、血縁関係ではない第三者による支援であることにも留意が必要である。特に医療的ケアや金銭管理については法的なリスクを伴うために他機関との連携が必須であることなども盛り込まれている。

ケア研修は平成21年度から始めたものであり、生活支援員が実際の支援場面で必要な内容となるよう毎年更新され、事例報告を含めて1項目につき40分の講義となつており返したりして、いわゆる「困難事例」とされてしまう人たちがいり返したりして、いわゆる「困難事例」とされてしまう人たちがいられる。生活困窮者がコミュニティの支え合いの中で暮らしていくよう支援していくためには、関係性づくりの難しさ(生きづらさ)を抱えている人たちとどのように構築する前提となる「ケアをな

くこと」をどのように進めしていくのか、の2つのテーマで構成されている。ここでは基本的信頼関係を構築する前提となる「ケアをな

るから生まれる「自律支援」の3つの考え方を紹介することで、生活困窮者支援において必要な対人援助の視点を明らかにしたい。

①ケアを成り立たせるためのケア

ふるさとの会の支援対象者は生

活困窮があり、行き場所を失った人たちはある。事前に事業所を見学できる場合もあるが、複数の選択肢から選べる状況にある人は少なく、「仕方なく来た」という人が多い。「ケア」という双方向的な営みが可能となるためには、お互いの思いの受け取り合いを土台とした「基本的な信頼感」が必要である。「仕方なく来た」という状況の人々が「ここで暮らすのも悪くない」、「これから的生活を一緒に考えてもらおう」と思つてもらえるようになることが必要なのである。佐藤<sup>8</sup>はこのような段階のケアを「ケアを成り立たせるためのケア」であるとし、激しい心身の損傷をうけたときや認知症や精神遅滞、重度の障害などによってケアの前提となる「心理的土台」が損なわれやすい人たちがいることに注意を促している。

得するための内容となつている。関係機関(福祉事務所のケースワーカー、主治医、訪問看護師、ケアマネジャー、保健センターの保健師、保護司など)とのカンファレンスの持ち方や生活困窮者を支援するにあたって大切な援助の考え方(対人援助論)を学ぶ機会となつていている。

このような生活支援員が安心しての受け入れ体制をつくる上できめ細やかな生活支援員が安心したこと、在宅療養の手引きなどと重なる内容も多い。

安心した関係を築き、その人らしい生活を創つていくのかが課題となる。「支援に拒否的だから」「反対的だから」「トラブルばかり起こすから」という理由でもつづりで、支援対象から外してしまつては状態像に応じた生活支援が可能となつていている。病院から自宅へ退院やトイレ介助などに必要な簡単な介護技術、食中毒やインフルエンザ流行時の集団感染を防ぐための衛生管理などがある。日常生活支援は通常であれば家族が担つている部分の支援にあたるが、血縁関係ではない第三者による支援であることにも留意が必要である。特に医療的ケアや金銭管理については法的なリスクを伴うために他機関との連携が必須であることなども盛り込まれている。

### 3. 対人援助に必要な視点

生活困窮者の中には、経済的困窮に加えて、幼児期からの生活史や、抱えている疾病、障害などのために、安定した人間関係が構築できずに孤立している場合や支援に拒否的であったりトラブルを繰り返したりして、いわゆる「困難事例」とされてしまう人たちがいる。生活困窮者がコミュニティの支え合いの中で暮らしていくよう支援していくためには、関係性づくりの難しさ(生きづらさ)を抱えている人たちとどのように構築するためのケアをな

くこと」をどのように進めしていくのか、の2つのテーマで構成されている。ここでは基本的信頼関係を構築する前提となる「ケアをな

るから生まれる「自律支援」の3つの考え方を紹介することで、生活困窮者支援において必要な対人援助の視点を明らかにしたい。

売買で連れてこられた」、「飯に毒が入っている」、「追剥がいるから逃げなければいけない」などと訴えて夜中に徘徊する例もしばしばある。この時、外出を制限すると不穏になると同時に被害感情が大きくなり、ますます目が離せない状態となってしまう。このような認知症の周辺症状(B.P.S.D)の悪化は周囲の接し方による影響が少くないと言われているが、改善されたとしても、適切な日常生活支援が提供される環境が地域になれば在宅生活に戻ることは困難になってしまいます。

このためふるさとの会の「対人援助論」では、本人がどのような体験的 세계を生きているのかに目を向けると同時に「抑制しない」という基本姿勢を重視している。外に出て徘徊することは本人にとっては安全な場所への避難行為であり、支援者はそれを否定したり、迷子札(迷子になつた場合に備えて連絡先などを書いたもの)を持つて出かけてもらつて、

しばらくしてから周囲を探して迎えに行き、「どちらまで行かれますか。家まで案内しましよう」などと声をかける。

このように相手の心の世界に沿つて声をかけると「疲れたからそろそろ帰ろう」と落ち着くことが多い。そして帰つてきた時に「おかれりなさい」と繰り返し声をかけることで「ここは自分の家」、「安心できる場所」であると少しずつ認識してもらえるようになる。

現在居る場所が自分の居場所であり、且つ安全な場所であることを認識してもらうことが在宅生活の基盤であり、この基盤づくりが支援の出発点となる。

WHOが世界の紛争地域や被災地域のために作成した心理的応急処置(サイコロジカルファーストエイド)(P.F.A.)では、災害に巻き込まれた人を心理的に保護し、これまでの援助のためのコミュニケーションを促進するために、同じ人間として行う、人道的、支持的対応として「実際に役立つケアや支援を提供する、ただし押し付けない」、「ニーズや心配事を確認する」、「生きていく上での基本的二

一ズ(食料、水、情報など)を満たす手助けをする」「話を聞く、ただし話すこと無理強いしない」、「安心させ、心を落ち着けるために手助けをする」、「それ以上の危害を受けないように守る」などが含まれるとしている。

そして、これらは専門家にしかできないものではなく、専門家が行うカウンセリングとは異なると述べられている。これは、紛争地域や災害被災地の支援のために作成されたものであるが、日本においても、住まいを失いネットカブや路上での生活を余儀なくされている人たちやDVや虐待からの避難により将来の見通しの立たない危機的な心理状況にある人たちを支援する上で重要な視点でありふるさとの会の「対人援助論」の考え方とも共通している部分が多い。誰でも生きいくために必要な基本的な安心感や信頼感がないと、あらゆる関わりに対しても拒否的になつたり被害的になりやすいものである。明らかに重篤であつても救急搬送や搬送先での治療を拒否してしまつたり、訪問介護や

訪問看護などの居宅サービスが利用できることになつても、本人が契約を望まなかつたりして関係者が頭を悩ませることになる。

それは時として自己中心的なわざとらしさから周囲を探して迎えに行き、「どちらまで行かれますか。家まで案内しましよう」などと声をかける。

しゃらくしてから周囲を探して迎えに行き、「どちらまで行かれますか。家まで案内しましよう」などと声をかける。

具体的には、アルコールやギャンブル依存症の利用者との関係の中で、支援職員は利用者が「アルコールを飲むか飲まないか(ギャンブルをするかしないか)」、利用者は支援職員が「お金を渡してくれること」がしばしばある。

具体的には、「ケアを成り立たせるためのケア」が重要であり、基本的な安心感や信頼感が必要であると述べたが、支援することが受け入れられて在宅生活が開始できたとしても、支援職員と支援対象者間での課題認識の違いによつて対立的な構図になることがある。

前記のようなアルコール依存の利用者と支援職員との対立的な二項関係は「対人二項関係」であると言える。共依存や関係破綻に陥らないようにするためには、「第三項」となり得る共通のテーマ(共通項)を発見し、共有できるように工夫する必要がある。飲酒

や自損行為を繰り返している人は、年齢層を問わず、周囲を困らせてしまったりするのだろう。しかししながら、トラブルというものは言葉にならない悩みが背景

③互助づくり・自律支援  
「互助づくり」の「互助」とは、「自助・互助・共助・公助」の4つの概念の中に位置づけられている。ボランティア活動や住民組織の活動などといった相互扶助の機能であると言われている。<sup>12</sup>厚生労働省が平成20年3月に発表した「高齢者等が一人でも安心して暮らせるコミュニティづくり推進会議報告書」(「孤立死」ゼロを目指して)には、「孤立死」予防型のコミュニティづくりの提案の

ひとつとして、「近隣の互助機能の組織化」があげられている。  
ふるさとの会の活動においては、  
独居利用者への訪問相談支援は月に1~2回程度であり、連絡がと  
れないとために安否確認に行つた結果、孤独死の状態で発見される事例がある。日常的に友人との交流がある場合には、友人が体調の変化に気付いて救急車を呼んだり、生活支援員へ連絡することで早期に対応することが可能であるが、友人や近隣との関係がほとんどない状態で生活している利用者もある。ふるさとの会ではこうした孤立の状況を少しでも改善するため、花見や防災訓練、温泉ツアーナどのイベントを企画するとともに、「共同リビング」と呼ばれる仲間づくりのための居場所を開設し、園芸クラブや釣りクラブなどのサークル活動をサポートしている。

しかしながら、居場所を通じて顔なじみになった人間関係の中で時として上下関係ができてしまつたり、いじめのような排除的な状況が生じてしまう場合がある。地域の中で互助づくりを進めていくためには、居場所の提供だけではなく十分で、どのような「場」を創りたい必要があると考えている。

また、地域連携を進めていく中では多数の関係機関の支援方針がバラバラにならないよう、合意を形成する場も必要である。宮島は、介護予防の視点が必要なケース、医療ニーズの高いケース、認知症の行動・心理症状が著しいケース、支援拒否・地域からの孤立ケースなどを対象として、多職種連携による個別ケア会議が必要であると述べている。ふるさとの会では生活支援の中でも課題となっていることや目標について関係機関と共にできるようにするための「タルプラン」を作成している。

このプランにはふるさとの会で実施している生活支援の内容だけでなく、生活支援の限界点、今後予測される状態の変化に備えて協力してほしいことなどを明記し、カンファレンスの中で説明をして急速期に速やかに入院し、回復期に速やかに家庭復帰・社会復帰するためには、この連携のためのカ

力がある場合には、単身の生活困窮者に限らず、家族介護者がいる世帯においても、家族と協働して日常生活支援を行えるような地域包括ケアの仕組みを創つていく必要があります。この連携のためのカ

つていかが重要になっている。  
孤立の問題を考える時、「集団」や「場」というものへの恐れに対する理解が重要である。ふるさとの会を利用する人の多くは、周囲から馬鹿にされたり、いじめられたりしてきた経験を持つている。

理不尽な経験や屈辱的な経験が重なつていく中で被害的な感情を強めてしまつて、いる場合も少なくない。勝つか負けるかの人間関係の中での強い立場だと思われる人に取り入つてしまつて、いる。その位置は重要なものとなる。そのがなかつた人生であれば、集団の命令や強制に従つて行動する)の状況になつてしまつ。そこで、ふるさとの会では、「イニミーティング」や「トラブルミーティング」の取り組みを始めている。皆でイベントに向けて役割分担をしたり、トラブルを解決するための共通のルールを話し合つたりするミーティングである。この共通のルールや役割関係を創るプロセスの中で最も重要なのが、

本稿では、「生活困窮者への生活支援」に焦点をあてて、①生活支援員を対象とした研修、②対人援助に必要な視点、③地域連携の方法の3点について述べた。前述の「社会保障制度改革国民会議報告書」には「医療から介護へ」、「病院・施設から地域・在宅へ」<sup>15</sup>というコンセプトが打ち出されており、今後ますます地域の受け皿づくりや連携のあり方が求められてくるだろう。「生活困窮者への生活支援」は、家族介護者が抱えている問題と重なる部分が大きい。年間10万人を超える介護離職や家族が抱えている介護負担の軽減をするためには、単身の生活困窮者に限らず、家族介護者がいる世帯においても、家族と協働して日常生活支援を行えるような地域包括ケアの仕組みを創つていく必要があります。この連携のためのカ

ントアレンスの中で各機関の役割分担を明確にしておくことが必要である。

### 5. おわりに

ソファレンスの中で各機関の役割分担を明確にしておくことが必要である。

本稿では、「生活困窮者への生活支援」に焦点をあてて、①生活支援員を対象とした研修、②対人援助に必要な視点、③地域連携の方法の3点について述べた。前述の「社会保障制度改革国民会議報告書」には「医療から介護へ」、「病院・施設から地域・在宅へ」<sup>15</sup>というコンセプトが打ち出されており、今後ますます地域の受け皿づくりや連携のあり方が求められてくるだろう。「生活困窮者への生活支援」は、家族介護者が抱えている問題と重なる部分が大きい。年間10万人を超える介護離職や家族が抱えている介護負担の軽減をするためには、単身の生活困窮者に限らず、家族介護者がいる世帯においても、家族と協働して日常生活支援を行えるような地域包括ケアの仕組みを創つていく必要があります。この連携のためのカ

ントアレンスの中で各機関の役割分担を明確にしておくことが必要である。

本稿では、「生活困窮者への生活支援」に焦点をあてて、①生活支援員を対象とした研修、②対人援助に必要な視点、③地域連携の方法の3点について述べた。前述の「社会保障制度改革国民会議報告書」には「医療から介護へ」、「病院・施設から地域・在宅へ」<sup>15</sup>というコンセプトが打ち出されており、今後ますます地域の受け皿づくりや連携のあり方が求められてくるだろう。「生活困窮者への生活支援」は、家族介護者が抱えている問題と重なる部分が大きい。年間10万人を超える介護離職や家族が抱えている介護負担の軽減をするためには、単身の生活困窮者に限らず、家族介護者がいる世帯においても、家族と協働して日常生活支援を行えるような地域包括ケアの仕組みを創つていく必要があります。この連携のためのカ

ントアレンスの中で各機関の役割分担を明確にしておくことが必要である。

本稿では、「生活困窮者への生活支援」に焦点をあてて、①生活支援員を対象とした研修、②対人援助に必要な視点、③地域連携の方法の3点について述べた。前述の「社会保障制度改革国民会議報告書」には「医療から介護へ」、「病院・施設から地域・在宅へ」<sup>15</sup>というコンセプトが打ち出されており、今後ますます地域の受け皿づくりや連携のあり方が求められてくるだろう。「生活困窮者への生活支援」は、家族介護者が抱えている問題と重なる部分が大きい。年間10万人を超える介護離職や家族が抱えている介護負担の軽減をするためには、単身の生活困窮者に限らず、家族介護者がいる世帯においても、家族と協働して日常生活支援を行えるような地域包括ケアの仕組みを創つていく必要があります。この連携のためのカ

ントアレンスの中で各機関の役割分担を明確にしておくことが必要である。

本稿では、「生活困窮者への生活支援」に焦点をあてて、①生活

支援員を対象とした研修、②対人

援助に必要な視点、③地域連携の

方法の3点について述べた。前述

の「社会保障制度改革国民会議報告書」には「医療から介護へ」、「

病院・施設から地域・在宅へ」<sup>15</sup>

というコンセプトが打ち出されて

おり、今後ますます地域の受け皿

づくりや連携のあり方が求められ

てくるだろう。「生活困窮者への

生活支援」は、家族介護者が抱え

ている問題と重なる部分が大きい。

年間10万人を超える介護離職や

家族が抱えている介護負担の軽減

をするためには、単身の生活困窮

者に限らず、家族介護者がいる世

帯においても、家族と協働して日

常生活支援を行えるような地域包

括ケアの仕組みを創つていく必要

があるのではないか。

(サイコロジカル・ファーストエ

「自律（自分が納得したルールにて述べたい。生活困窮者支援において、最も懸念されているのが、生活困窮である本人と民間事業者だけの点検が不可能である。このたまに、対してどのよなケアや扶助が適切であるかどうかや、貧困ビジネス等で指摘されている

よな人権侵害の問題である。生

活困窮である本人と民間事業者だけの点検が不可能である。このた

め、本人に対してどのよなケアや扶助が適切であるかどうかや、他の

人権侵害にあたる支援であるかど

うかや事情、人生経験などへの理

解が深まるとき同時に、自分の気持

中での上下関係やその中の自分

の位置は重要なものとなる。その

がなかつた人生であれば、集団の

中での上下関係やその中の自分

&lt;p